

一般社団法人三重県訪問看護ステーション協議会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めることを目的とする。

(会費)

第2条 会費の年額は以下に定める。

(1) 正会員 看護職員の常勤換算数により定める。

3人未満	15,000円
3人以上5人未満	20,000円
5人以上	30,000円

(2) 賛助会員

個人	1口	1,000円(1口以上)
関係団体・一般団体	1口	10,000円(1口以上)

(納入方法)

第3条 年会費の納入は、会長の請求に基づき指定した期日までに全額を納入するものとする。

(返還)

第4条 既納の会費は、一切返還しない。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。